

京都市結核診査協議会条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第37号）（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）

結核予防法の一部改正に伴い、結核診査協議会の委員の任期を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市結核診査協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第37号

京都市結核診査協議会条例の一部を改正する条例

京都市結核診査協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び結核予防法施行令」を削る。

第2条第1項中「2」を「2以上」に改める。

第3条を次のように改める。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の  
残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代  
理する。

(招集及び議事)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者

が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)